

宮城県事業復興型雇用創出助成金

## 提出書類説明資料（中小企業型・変更申請）

本助成金の申請に必要な書類についての説明資料です。

記入を要する書類については、ホームページから最新版をダウンロードし、13ページ以降の記入例を参考に作成してください。

宮城県 中小企業型 検索

( <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/jyosei-chuusyuu-top.html> )

### 【目次】

- (1) 増額申請に必要な提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
- (2) 離職等の減額要件に該当する対象労働者がいる場合の提出書類・・ P. 8
- (3) 事業所等に変更があった場合の提出書類・・・・・・・・・・ P. 9
- (4) 記入を要する書類の記入例
  - No. 2 認定変更（廃止）申請書・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 13
  - No. 4 事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 15
  - No. 5 対象労働者一覧(新規雇用者用)・・・・・・・・ P. 16
  - No. 6 対象労働者一覧(再雇用者用)・・・・・・・・ P. 17
  - No. 12 職務経歴等確認書・・・・・・・・ P. 18
  - 職務経歴等確認書(新卒者用)・・・・・・・・ P. 19
  - No. 13 健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの申立書・・ P. 20
  - No. 16 フルタイムの申立書・・・・・・・・ P. 21
- (5) 主たる事業確認表・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 22

#### ■本助成金の相談窓口■

宮城県経済商工観光部雇用対策課雇用創出支援班

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3丁目4-18 太陽生命仙台本町ビル2階

TEL：022-797-4661

※受付時間：平日(土日祝祭日・12月29日～1月3日を除く) 8時30分～17時15分

本説明資料で使用する次の語句は、次の事項を指します。

**本助成金**…宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）

**支給要綱**…宮城県事業復興型雇用創出助成金支給要綱（中小企業型）

**手引**…宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）ご利用の手引

**Q A**…宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）に関するQ A

**本説明資料**…宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）提出書類説明資料

- ※ 各書類名の前に記載してある番号について  
最新版の「提出書類チェックリスト2（認定変更申請〈中小企業型〉）」の番号と対応しています。
- ※ 各書類名の後ろに記載してある記号について  
○は提出が必須の書類、△は必要に応じて提出が必要である書類を表しています。
- ※ 提出された書類で内容が確認できない場合、追加で書類を求める場合があります。
- ※ 申請要件の詳細については、別冊の手引をご覧ください。

## （1）増額申請に必要な提出書類

- ※ **No.1～No.6**の書類は減額申請の場合でも、提出が必要です。

### ●No.1 提出書類チェックリスト2（認定変更申請〈中小企業型〉）（○）

#### 〈提出部数：1部〉

最新版の提出書類チェックリストを、ホームページからダウンロードして作成してください。  
提出する書類及び部数に誤りがないこと、並びに注意事項をご確認の上、No.1～21の書類を数字が小さいものを上にして順に並べてください。

### ●No.2 認定変更（廃止）申請書（○）〈提出部数：1部〉（記入例P.13）

最新版の様式を、ホームページからダウンロードして作成してください。記入方法は、記入例をご覧ください。

- ※ **2面****注意事項**まで印刷したものを提出してください。

### ●No.3 委任状（△）〈提出部数：1部〉

代理人（社会保険労務士等）が申請する場合は、提出が必要となります。

参考として委任状の様式をホームページに掲載しておりますので、ダウンロードして作成してください。

●No. 4 事業計画書 (○) 〈提出部数：1部〉(記入例 P. 15)

最新版の様式を、ホームページからダウンロードして A3版 で作成してください。記入方法は、記入例をご覧ください。

「2 申請事業主の状況」欄について

常時使用する従業員数は、①パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者 ②日々雇い入れられる者 ③2か月以内の期間を定めて使用される者 ④季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者 ⑤試用期間中の者 を除いた人数となります。

※ 「1 申請事業主」「3 助成対象となる事業所」「4 雇用保険適用事業所番号」「5 産業政策(中小企業型)(補助金・融資等)」「9 払渡希望金融機関」のいずれかに変更がある場合は、9～10ページ「(3) 事業所等に変更があった場合の提出書類」をご覧ください。変更内容が確認できる書類を添付してください。

●No. 5 対象労働者一覧(新規雇用者用)(○)〈提出部数：1部〉(記入例 P. 16)

●No. 6 対象労働者一覧(再雇用者用)(△)〈提出部数：1部〉(記入例 P. 17)

最新版の様式を、ホームページからダウンロードして A3版 で作成してください。

再雇用者用は、再雇用者を申請する場合(認定済みの再雇用者がいる場合を含む。)に提出が必要です。

※ 新規雇用者又は再雇用者のどちらに該当するかは手引7ページのフローチャートでご確認ください。

記入方法は、以下の説明及び記入例をご覧ください。

「⑤被災三県求職者」欄について

労働者が支給要綱第2第1項第2号のいずれかに該当していることを確認し、チェックを入れてください。被災三県求職者に該当しない場合は、本助成金の対象となりません。

「⑦変更事由」欄及び「⑧被補充者」欄について

増額申請の場合

今回の申請では、以下の事由で受付ができます。

- a) 新たに雇い入れ、最大3年間助成を受けられる労働者・・・追加雇用
- b) 離職者の残りの助成対象期間を引き継ぐ労働者・・・補充
- c) 短時間労働者からフルタイム労働者への区分変更・・・区分変更(増)

増額申請事由の取扱い詳細については、手引14ページ(3-1-1)をご覧ください。

**減額申請の場合**

認定済みの対象労働者が次の要件のいずれかに該当した場合の減額の認定変更申請については、8ページを参考に書類を添付してください。

- a) 事業主都合による解雇等又は労働者都合による離職の場合・・・離職
- b) フルタイム労働者から短時間労働者に区分変更した場合・・・区分変更(減)
- c) 配置転換した場合・・・・・・・・・・・・・・・・配置転換
- d) 所定労働時間の減少等により対象外となった場合・・・・・・・・対象外

**●No. 7 (法人のみ必須)登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(△)〈提出部数：1部〉**

法人が事業主である場合に、中小企業者等に該当していることを確認します。申請日から遡って3か月以内に発行されたものに限り(コピー不可)。No. 4 事業計画書の「1 申請事業主」に記入した名称・住所と一致しているか確認してください。

※ 現在事項全部証明書ではなく、履歴事項全部証明書を提出してください。

**●No. 8 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し(○)〈提出部数：今回申請労働者全員分〉**

今回申請しようとする労働者全員分の通知書の写し(事業主通知用)を提出してください。提出に当たっては、労働者ごとに、資格取得日と雇入日が合致していることを確認してください。

なお、解雇に伴う相殺対象者(以下「相殺対象者」という。)となる労働者の方についても、提出が必要です。

※ 労働者が兼務役員の場合は「兼務役員雇用実態証明書の写し」、労働者が事業主と同居の親族の場合は「同居の親族雇用実態証明書の写し」も併せて提出してください。(ハローワークの受付印があるものに限り。)

**●No. 9 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し・離職票の写し・以前の就労時における雇用契約書等(△)〈提出部数：該当の申請労働者全員分〉**

今回申請しようとする再雇用者について、手引7ページのフローチャートの区分に応じて次の①又は②に記載の書類を提出してください。

なお、書類を提出していただけない場合は、本助成金の対象労働者であることの確認ができません。

①手引7ページの「(C)再雇用者」・・・離職日が確認できる書類

②手引7ページの「(D)再雇用者」・・・離職日が確認できる書類及び前回の就労時の雇用形態がわかる書類として次のいずれかを提出してください。

前回の就労時における雇用契約書、労働条件通知書の写し等

●No. 10 対象労働者の氏名・生年月日及び平成23年3月11日時点の住所又は勤務場所の確認書類 (○) 〈提出部数：今回申請労働者全員分〉

官公署で発行する書類の写しにより確認します。

(☆) 印のある書類については、原則として申請日から遡って3か月以内に発行されたものに限ります。また、コピーしたものは不可となります。

相殺対象者となる労働者の方についても、提出が必要です。

※ 必要な書類については労働者毎の状況により異なりますので、詳しくは各市町村交付窓口にお問い合わせください。

(1) 平成23年3月11日時点の住所又は勤務場所が確認できる書類

対象労働者の状況に応じて、以下の①～④のうちいずれか1点が必要です。

	対象労働者の状況	必要書類
①	平成23年3月11日時点で住民登録していた市町村から、 <u>現在までに転出していない場合</u>	住民票 (☆) (マイナンバーの記載のないもの。)
②	平成23年3月11日時点で住民登録していた市町村から、 <u>現在までに転出している場合</u>	戸籍の附票 (☆)
③	平成23年3月11日時点から現在までに、 <u>本籍を変更している場合</u>	戸籍の附票の除票 (☆) (平成23年3月11日時点の本籍地で取得してください。)
④	平成23年3月11日時点の住所が確認できる 上記①～③の公的書類が提出できない場合	在職証明書 (平成23年3月11日時点の勤務先で取得してください。)

(2) 氏名・生年月日が確認できる書類

以下の⑤または⑥のうちいずれか1点が必要です。(注)

なお、上記(1)で氏名・生年月日が確認できる場合は、重複しての提出は不要です。

⑤ 住民票 (☆) (マイナンバーの記載のないもの)

⑥ 運転免許証の写し (表面・裏面両方) (有効期間内のもの)

(注) 平成23年3月11日から現在までに改姓があった場合、つながりを確認するため別途申立書の提出が必要となります。

●No. 11 職務経歴等確認書 (○) 〈提出部数：今回申請労働者全員分〉 (記入例 P. 18、19)

対象労働者の求職期間及びこれまでの就労状況を確認します。最新版の様式を、ホームページからダウンロードして作成してください。

必ず対象労働者に確認の上、職務経歴や記載箇所に漏れがないように記入してください。

相殺対象者となる労働者の方についても、提出が必要です。

**●No. 12 社会保険被保険者資格取得を証する書類又は健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの申立書(○)〈提出部数：今回申請労働者全員分〉(記入例 P. 20)**

社会保険の被保険者（厚生年金保険法第9条又は第10条に規定される被保険者及び健康保険法第3条第1項に規定される被保険者）となっているか、又は加入義務がないことを確認します。

相殺対象者となる労働者の方についても、提出が必要です。

(1) 社会保険に加入する義務のある労働者

次の①または②のいずれかを提出してください。

①健康保険証の写し

②健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

※ ②の場合、資格取得日が記載されているかご確認の上、提出してください。

※ 協会けんぽ以外の健康保険組合に加入している場合は、①及び②（健保欄に「\*」が記載されているもの）の両方を提出してください。

(2) 社会保険に加入する義務がない労働者

「健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの申立書」を提出してください。

最新版の様式を、ホームページからダウンロードし、加入義務のない労働者ごとに作成してください。

※ 審査時に疑義が生じた場合、関係機関に問い合わせることがあります。

**●No. 13 雇用契約書又は労働条件通知書等の写し(○)〈提出部数：今回申請労働者全員分〉**

今回申請する対象労働者全員分について雇入日から申請日時点までの労働条件を確認します。

相殺対象者となる労働者の方についても、提出が必要です。

労働者に対して労働条件を明示している以下のいずれかの書類の写しを提出してください。

①雇用契約書

②労働条件通知書

※ 再雇用者についても同様です（労働条件を確認できる書類のほか、No. 9 記載の前回の就労時における①又②も必要となります。）。

※以下の場合は③、④の書類が必要になります。

雇入日から申請日までの間に、契約内容の変更や契約更新がある場合

③更新した雇用契約書、労働条件通知書等

賃金改定のみが行われた場合で、給与辞令等により労働者へ明示している場合

④給与辞令等

なお、対象労働者の要件を確認するため、提出書類から以下の項目が確認できることが必要です。内容が確認できない場合は、申請を受け付けられないことがあります。

	記載項目	確認事項
1	雇入年月日	雇入日要件（ホームページ及び手引記載の期間内であること）
2	雇入期間	期間の定めなし又は更新可能な1年以上の有期雇用 ※更新可能な場合は、更新の条件が記載されていること
3	就業場所	労働者を助成対象事業所で雇い入れていること
4	業務内容	対象労働者の労働時間・区分・就業場所との整合性
5	労働時間・休日等	対象労働者の労働時間・区分・休日・休暇
6	賃金（各種手当を含む）	対象労働者の賃金

※ 対象労働者の中に、助成対象期間内に定年を迎える労働者が含まれている場合は、「退職に関する事項（解雇事由含む）」・「継続雇用制度」について確認します。

※ 1～6の項目で「就業規則による」「シフト表による」「休日スケジュール表による」「会社カレンダーによる」「賃金規程による」などの記載がある場合は、それらを確認しますので併せて提出してください。シフト表・休日スケジュール表を労働者ごとに定めている場合は、次のNo. 14をご覧ください。

#### ●No. 14 シフト表・休日スケジュール表等（△）〈提出部数：該当者分〉

No. 13で添付した雇用契約書に「シフト表による」、「休日スケジュール表による」等の定めがある場合は、原則として、雇入日から6か月分を提出してください。

雇入日から申請日まで6か月以内であるなど、6か月分提出できない場合は、提出できる全期間分を提出してください。

変更事由が区分変更である場合は、所定労働時間の変更日前後6か月分を提出してください。

（例）9月に所定労働時間を変更した場合

所定労働時間変更前・・・6・7・8月分のシフト表

所定労働時間変更後・・・9・10・11月分のシフト表

#### ●No. 15 就業規則の写し又はフルタイムの申立書（○）〈提出部数：1部〉（記入例P. 21）

事業所におけるフルタイム労働者の1週間あたりの所定労働時間を確認します。

##### 就業規則の作成が義務づけられている事業所

###### ①就業規則の写し

※ 部分的にではなく、**すべてのページが必要**です。原則として、労働基準監督署の受付印のないものは申請書類として受け付けできませんのでご注意ください。

**【お願い】**

雇用契約書等や就業規則の中で、「賃金規程による」等と規定されている場合は、賃金規程等を併せて提出してください。

**就業規則の作成が義務づけられていない事業所**

②フルタイムの申立書

※ 常時雇用する労働者が10人未満であり、就業規則を作成していない場合に提出してください。最新版の参考様式を、ホームページからダウンロードして作成してください。

**●No. 16 変形労働時間制の協定書等(休日カレンダーを含む)の写し(△)〈提出部数:1部〉**

事業所が変形労働時間制をとっている場合の、所定労働日数等を確認します。変形労働時間制をとっていない場合は、提出の必要はありません。

原則として、労働基準監督署の受付印のないものは申請書類として受け付けできませんのでご注意ください。

**1年単位の変形労働時間制の場合** ①～③すべて

- ①変形労働時間制に関する協定届
- ②労使協定書
- ③休日カレンダー

**1か月単位の変形労働時間制の場合** ①又は②のいずれか

- ①変形労働時間制について定めがある就業規則  
(※No. 15 就業規則と同じである場合は、重複しての添付は不要です。)
- ②変形労働時間制に関する協定届



## (2) 離職等の減額要件に該当する対象労働者がいる場合

### の提出書類

対象労働者が離職した場合や、フルタイム労働者から短時間労働者へ変更した場合など、今回の申請で減額要件に該当する対象者がいるときは、下記の書類の提出が必要です。

なお、減額申請をする場合は、「提出書類チェックリスト2（認定変更申請〈中小企業型〉）」2面の a) ～ e) の該当箇所へのチェックも必要です。

離職等の区分	チェック リストNo.	添 付 書 類
a) 事業主都合による 解雇等又は労働者都合 による離職の場合	17	対象労働者に係る雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し
	18	対象労働者が離職した年月日及び離職した理由が分かる書類の写し（退職届、解雇予告通知書の写し等）
b) フルタイム労働者 から短時間労働者に区 分変更した場合	19	対象労働者に係る変更後の雇用契約書等の写し ※区分変更日の分かるもの
c) 配置転換した場合	20	対象労働者を配置転換した年月日及び事実が分かる書類の写し （辞令等）
d) 所定労働時間の減 少等により対象外とな った場合	17	対象労働者に係る雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し
	19	対象労働者に係る変更後の雇用契約書等の写し
e) その他の理由によ り対象外となる場合	21	対象労働者にあてはまらない理由・日付が確認できる書類

※ 減額申請については、手引14ページ（3-1-1）をご覧ください。

### (3) 事業所等に変更があった場合の提出書類

ここでは、No. 4事業計画書の「1 申請事業主」「3 助成対象となる事業所」「4 雇用保険適用事業所番号」「5 産業政策(中小企業型)(補助金・融資等)」「9 払渡希望金融機関」のいずれかに変更があった場合の添付書類について説明します。

#### I 認定変更申請

「3 助成対象となる事業所」「4 雇用保険適用事業所番号」  
「5 産業政策(中小企業型)(補助金・融資等)」に変更があった場合

変更となった事業所が引き続き産業政策を受けていること、及び従前の事業所と同一性が認められることを確認します。また、異動先で対象労働者が就業していることを確認できる書類が必要となります。

	① 提出書類チェックリスト3 変更申請(中小企業)	② 認定変更申請書 及び事業計画書	③ 預金通帳の写し 又は当座勘定照合表等	④ 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	⑤ 合併契約書の写し	⑥ 税務署に提出した 廃業届出書の写し	⑦ 税務署に提出した 開業届出書の写し	⑧ 事業主の住民票の写し	⑨ 産業政策を引き続き受けている ことを証明できる書類の写し	⑩ 雇用保険事業主事業所 各種変更届の写し	⑪ 対象労働者の 就業場所の確認書類	⑫ 対象労働者の社会保険 被保険者資格取得を証する書類	⑬ 事業所の写真 又はパンフレット等
1 事業所の移転	○	○	△※2	△※2	-	-	-	△※2	○	△※4	○	-	○
2 法人成り ※1	○	○	○	○	-	○	-	-	○	○	○	△※5	-
3 個人事業主の変更 (事業の承継)	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-
4 合併契約	○	○	○	○※3	○	-	-	-	○	○	○	-	-
5 雇用保険適用 事業所番号の変更	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-

※1 個人事業主又は任意団体が、法人化した場合をいいます。

※2 変更事項がない場合は提出不要です。

#### ① 提出書類チェックリスト3

最新版のチェックリストを、ホームページからダウンロードして作成してください。

#### ② 認定変更申請書及び事業計画書

最新版の様式を、ホームページからダウンロードして作成してください。記入方法は、記入例をご覧ください。

- ③ 預金通帳の写し又は当座勘定照合表  
預金通帳の場合は、金融機関、口座番号、支店名、口座名義人、フリガナを確認できるよう、表紙の両面の写しを提出してください。
- ④ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）・⑧事業主の住民票の写し  
申請日から遡って3か月以内に発行されたものを提出してください。（コピー不可）  
※3 存続会社及び解散会社、両方の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）が必要となります。
- ⑨ 産業政策を引き続き受けていることを証明できる書類の写し  
変更後の事業所で産業政策の効果が継続されていることが確認できるものを提出してください。（各種産業政策の変更届 等）
- ⑩ 雇用保険事業主事業所各種変更届の写し  
※4 事業所単位で番号を取得している場合は、提出が必要です。
- ⑪ 対象労働者の就業場所の確認書類  
対象労働者が変更後も助成対象事業所で就労していることが確認できる書類を提出してください。（移転先の住所等が記載された雇用契約書や労働者名簿、合併後も雇用されていることが確認できる雇用契約書 等）
- ⑫ 対象労働者の社会保険被保険者資格取得を証する書類  
法人成りによって新たに加入義務が発生した場合は提出が必要です。  
認定済みの対象労働者全員分の、①健康保険証の写しまたは②健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写しのいずれかを提出してください。  
社会保険に加入する義務がない労働者の場合は、所定の申立書を提出してください。  
※5 すべての法人事業所は、厚生年金保険・健康保険への加入が法律で義務付けられています。（強制適用事業所）
- ⑬ 事業所の写真又はパンフレット  
外観・看板・標識及び内観等の、客観的に助成対象事業所であることが確認できる写真（申請日から遡って1か月以内に撮影したものに限り）、又はパンフレット等のいずれか1部を提出してください。

※ 変更の内容等により、上記書類以外の追加提出を求める場合があります。

## Ⅱ 異動事項等届出

認定された内容に軽微な変更（Ⅰの認定変更申請を要しないもの）があった場合には、届出が必要となります。

		① 異動事項等届出書（本紙1面）	② 提出書類チェックリスト（異動事項届出）（本紙2面）	③ 預金通帳の写し又は当座勘定照合表	④ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	⑤ 事業主の住民票の写し	⑥ 住居表示の変更が確認できる書類	⑦ 雇用保険事業主事業所各種変更届の写し	備考
1 申請 事業主	名称（法人）の変更（単なる名称変更に限る）	○	○	○	○	—	—	○	組織の変更（有限会社→株式会社）も含まれます。
	代表者氏名（法人）の変更	○	○	—	○	—	—	—	事業所責任者の変更の有無もご確認ください。
	住所（法人）の変更（住居表示の変更も含む）	○	○	—	○	—	—	△※1	
	個人事業主住所（住居表示の変更も含む）	○	○	—	—	○	—	△※1	
2 事業所	事業所の名称（個人・法人）の変更（単なる名称変更に限る）	○	○	—	—	—	—	△※2	
	責任者氏名（個人・法人）の変更	○	○	—	—	—	—	—	
	住居表示の変更（個人・法人）	○	○	—	—	—	○	—	移転を伴う場合、異動事項届出ではなく「Ⅰ 認定変更申請」の手続きが必要です。
3 事業主・事業所	事業主・事業所の電話・FAX番号	○	○	—	—	—	—	—	
4	払渡希望金融機関の変更	○	○	○	—	—	—	—	法人代表者名のみの変更の場合は提出不要です。

### ① 異動事項等届出書

最新版の様式を、ホームページからダウンロードして作成してください。記載漏れのないようにお願いします。

### ② 提出書類チェックリスト（異動事項届出）

異動事項等届出書の裏面にございますので、必要書類を確認の上、①と併せて提出してください。

### ③ 預金通帳の写し又は当座勘定照合表等

預金通帳の場合は、金融機関、口座番号、支店名、口座名義人、フリガナを確認できるよう、表紙の両面の写しを提出してください。

- ④ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）・⑤事業主の住民票の写し  
申請日から遡って3か月以内に発行されたものを提出してください。（コピー可）
- ⑥ 住居表示の変更が確認できる書類  
本助成金に申請済の住所と変更後の住居表示が確認できるものを提出してください。  
（字名表示変更証明書、市町村の告示 等）
- ⑦ 雇用保険事業主事業所各種変更届の写し
- ※1 事業主が一括で番号を取得している場合は提出が必要です。
  - ※2 事業所単位で番号を取得している場合は提出が必要です。
- 雇用保険適用事業所番号が変更となった場合は、異動事項等届出ではなく認定変更申請  
の手続き(9～10 ページ)が必要です。**
- ※ 異動の内容等により、上記書類以外の追加提出を求める場合があります。

★2面（裏面）まで印刷してご提出ください★

宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）事業計画認定変更（廃止）申請書

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

最新の認定（変更）通知日・番号を記入してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け雇対第〇〇〇〇号により認定の通知がありました宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）の事業計画について、下記1記載のとおり変更があったため、宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）支給要綱（以下「支給要綱」という。）第13に規定する変更認定を受けたいので、内容を証する書類（以下「関係書類」と略す。）を添えて申請します。

（法人の場合）商業登記上の本店所在地を記入してください。  
（個人事業主の場合）代表者の住民票の住所を記入してください。

申請事業主		令和〇〇年〇〇月〇〇日			
住所 (〒〇〇〇-〇〇〇〇) 宮城県仙台市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号		代理人（社会保険労務士等） ※委任状を添付してください。			
住所 (〒〇〇〇-〇〇〇〇) 宮城県仙台市〇△区〇〇〇丁目△番〇号		住所 宮城県仙台市〇△区〇〇〇丁目△番〇号			
名称 株式会社 〇〇〇〇		名称 △△行政書士法人		印	
代表者 役職・氏名 代表取締役 宮城 太郎		氏名 行政書士 仙台 太郎			
連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇			
書類送付先 (〒〇〇〇-〇〇〇〇) 宮城県仙台市△△区〇〇△丁目△番△号		申請事業主の住所以外へ書類の送付を希望する場合は記入してください。			
連絡先 ※本申請書及び関係書類の内容について、問い合わせることがございますので、必ず連絡のとれる電話番号等をご記入ください。					
担当者の部署・職・氏名		行政書士 仙台 花子			
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	携帯番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX 番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

記

1 申請内容

- (1) 助成対象事業所の名称： 株式会社 〇〇〇〇 仙台営業所
- (2) 申請区分： 認定内容の変更 ・ 補助事業の廃止
- (3) 変更（廃止）年月日：
- (4) 変更（廃止）の事由：
- (5) 添付書類： 提出書類チェックリストのとおり

【(3)、(4)欄】  
労働者の増減のみの申請の場合は記入不要です。  
事業所の移転等があった場合または補助事業の廃止の場合、年月日と事由を記入してください。  
例) 3 令和5年5月31日  
4 事業所の移転のため

(2面につづく)

**注意事項**（特に注意していただきたいことは、以下のとおりです。）

**1 対象労働者について**

次のいずれかの事由に該当する場合は対象外となります。

- ① 認定申請日の属する県の会計年度の前年度の4月1日以降に解雇した場合は、解雇者の人数に相当する労働者分
- ② 再雇用者にあつては、認定申請日の属する県の会計年度の前年度の4月1日以降に、雇用期間の定めのない又は更新可能な1年以上の有期雇用で同一事業所に就労した事実がある労働者。
- ③ 派遣労働者 など（支給要綱第5第2項関係）

**2 記載事項について**

- (1) 記載事項について確認が必要となった場合、追加で書類を提出していただくことがございます。
- (2) 記載事項に相違があつた場合のほか、申請のあつた事業所から無作為に事業所を選定し、支給要綱第30に規定する実地調査等を行うことがございます。

**3 本助成金の支給について**

- (1) 万が一、対象労働者に未払い（例えば、最低賃金を下回っている場合は、最低賃金との差額分の未払い、又は、時間外、休日及び深夜の割増賃金の未払いなど）があつた場合は、本助成金は不支給となります。
- (2) 支給申請兼実績報告の際に、離職していた場合や要件に合致していないことが判明した場合には、減額又は不支給となります。

**4 本助成金の受給について**

本助成金を不正受給した場合又は本助成金の支給要件に反した場合その他支給要綱に規定する取消事由に該当した場合は、認定、変更認定又は支給決定が取り消されることがございます。また、取り消された場合において、既に本助成金の支給を受けた者は、補助金等交付規則第18条の規定により、年10.95%の加算金及び延滞金を加算して返還しなければなりません。

上記注意事項について確認し、理解しました。（右の口にレ点チェックを付けてください。）



注意事項をご確認の上、レ点チェックを忘れずに付けてください。

**誓約事項**（1から4に該当する場合は）

- 1 過去3年間に宮城県事業復興型雇用創出助成金を含む各種助成金等を不正受給したことはありません。
- 2 暴力団、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者が経営・事業運営に関係していません。
- 3 宮城県税に未納はありません。
- 4 本申請書及び関係書類の記載事項について、事実相違ありません。

上記事項について確認し、理解しました。（右の口にレ点チェックを付けてください。）



誓約事項をご確認の上、レ点チェックを忘れずに付けてください。

事業計画書【中小企業型】 区分：**①新規** ・ **②認定の変更** ・ **③令和〇年度支給申請実績報告（兼認定の変更）**

前回申請からの変更の有無を〇で囲んでください。（2～9も同じ）

変更がある場合、「提出書類説明資料」9～12ページで必要書類を確認し、提出してください。

「常時使用する従業員数」は、①パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者 ②日々雇入れられる者 ③2か月以内の期間を定めて使用される者 ④季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者 ⑤試用期間中の者を除いた人数となります。

提出書類説明資料2～24ページを参照し、選択・記入してください。

助成対象となる事業所の従業員数を記入してください。

対象事業所で助成金の支給決定を受けた事がなければ「無」を〇で囲んでください。

産業政策の支援を受けた事業所の住所を記入してください。

<p>事業計画書の区分</p> <p>認定済みの労働者</p> <p>①新規（支給要綱第9又は第12第1項第1号）</p> <p>②認定の変更（今回申請する区分変更（短・フル）した労働者（支給要綱第12第1項第2号関係））</p> <p>③認定の変更（今回申請する期間短縮した労働者（支給要綱第12第1項第1号関係））</p> <p>④認定の変更（今回申請する区分変更（フル→短）した労働者（支給要綱第12第2項第2号関係））</p> <p>⑤認定の変更（今回申請する無給欠勤を理由に助成金が一定期間支給されなくなった労働者（支給要綱第12第1項第3号関係））</p> <p>⑥労務の変更（労働計画の変更）</p> <p>⑦労務の変更（労働計画の変更）</p> <p>⑧労務の変更（労働計画の変更）</p>		<p>対象労働者の区分</p> <p>認定済みの労働者</p> <p>①新規（今回申請する区分変更（短・フル）した労働者（支給要綱第12第1項第2号関係））</p> <p>②認定の変更（今回申請する期間短縮した労働者（支給要綱第12第1項第1号関係））</p> <p>③認定の変更（今回申請する区分変更（フル→短）した労働者（支給要綱第12第2項第2号関係））</p> <p>④認定の変更（今回申請する無給欠勤を理由に助成金が一定期間支給されなくなった労働者（支給要綱第12第1項第3号関係））</p> <p>⑤労務の変更（労働計画の変更）</p> <p>⑥労務の変更（労働計画の変更）</p> <p>⑦労務の変更（労働計画の変更）</p>	<p>人数</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>0</p> <p>0</p> <p>0</p>	<p>事業計画書の区分</p> <p>認定済みの労働者</p> <p>①新規（今回申請する区分変更（短・フル）した労働者（支給要綱第12第1項第2号関係））</p> <p>②認定の変更（今回申請する期間短縮した労働者（支給要綱第12第1項第1号関係））</p> <p>③認定の変更（今回申請する区分変更（フル→短）した労働者（支給要綱第12第2項第2号関係））</p> <p>④認定の変更（今回申請する無給欠勤を理由に助成金が一定期間支給されなくなった労働者（支給要綱第12第1項第3号関係））</p> <p>⑤労務の変更（労働計画の変更）</p> <p>⑥労務の変更（労働計画の変更）</p> <p>⑦労務の変更（労働計画の変更）</p> <p>⑧労務の変更（労働計画の変更）</p>	<p>人数</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>0</p> <p>0</p> <p>0</p>	<p>事業計画書の区分</p> <p>認定済みの労働者</p> <p>①新規（今回申請する区分変更（短・フル）した労働者（支給要綱第12第1項第2号関係））</p> <p>②認定の変更（今回申請する期間短縮した労働者（支給要綱第12第1項第1号関係））</p> <p>③認定の変更（今回申請する区分変更（フル→短）した労働者（支給要綱第12第2項第2号関係））</p> <p>④認定の変更（今回申請する無給欠勤を理由に助成金が一定期間支給されなくなった労働者（支給要綱第12第1項第3号関係））</p> <p>⑤労務の変更（労働計画の変更）</p> <p>⑥労務の変更（労働計画の変更）</p> <p>⑦労務の変更（労働計画の変更）</p> <p>⑧労務の変更（労働計画の変更）</p>	<p>人数</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>0</p> <p>0</p> <p>0</p>
<p>1 申請事業主</p> <p>今回変更の有無</p> <p>【有・無】</p>	<p>事業主</p> <p>〒 〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>宮崎県仙台市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>住所 フリガナ カツキカイシヤ マルマルマル</p> <p>名称 株式会社 〇〇〇</p> <p>フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク ミヤキタロウ</p> <p>氏名 代表取締役 宮崎 太郎</p> <p>電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>FAX番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</p>	<p>従業員数</p> <p>20人</p> <p>（うち常時使用する従業員数 17人）</p> <p>その他業種 〇〇</p>	<p>2 申請事業主の状況</p> <p>今回変更の有無</p> <p>【有・無】</p>	<p>資本金額 1500万円</p> <p>業種： 小売業 ・ サービス業 ・ 卸売業</p> <p>番号： 〇〇</p>	<p>3 助成対象となる事業所</p> <p>今回変更の有無</p> <p>【有・無】</p>	<p>〒 〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>宮崎県仙台市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>住所 フリガナ カツキカイシヤ マルマルマル センダイシヤキョウジヨウ</p> <p>事業所名 株式会社 〇〇〇 仙台事業所</p> <p>責任者氏名 所長 佐藤 〇〇</p> <p>電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>FAX番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</p>	<p>従業員数 20人</p> <p>従業員数 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</p>
<p>4 雇用除適用事業所番号</p> <p>今回変更の有無</p> <p>【有・無】</p>	<p>対産業政策の区分</p> <p>リスト1 ・ リスト2</p> <p>上記リスト+掲載番号</p> <p>8</p> <p>産業政策名</p> <p>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p>	<p>5 産業政策（中小企業型）</p> <p>（補助金・融資等）</p> <p>今回変更の有無</p> <p>【有・無】</p>	<p>対産業政策の区分</p> <p>リスト1 ・ リスト2</p> <p>上記リスト+掲載番号</p> <p>8</p> <p>産業政策名</p> <p>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p>	<p>6 産業政策の交付決定日</p> <p>記入してください。</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日</p>	<p>7 産業政策の交付決定日</p> <p>記入してください。</p> <p>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p>	<p>8 対象労働者の状況</p> <p>今回変更の有無</p> <p>【有・無】</p>	<p>9 私営希望金額機関</p> <p>今回変更の有無</p> <p>【有・無】</p>

事業所を移転したため、労働者の増減のみの申請の場合は記入不要です。

既に認定を受けた労働者（不認定者も含みます。）

「追加雇用」又は「補充」として申請する労働者

「減額申請」又は「区分変更」として申請する労働者

本助成金を最初に申請した日（認定申請日）の属する年度の前年度の4月1日以降の解雇者の人数を記入してください。

助成対象となる事業所の従業員数を記入してください。

対象事業所で助成金の支給決定を受けた事がなければ「無」を〇で囲んでください。

産業政策の支援を受けた事業所の住所を記入してください。

補助金等の交付決定日を記入してください。



### 対象労働者一覧(新規雇用者用)【中小企業型】

申請事業主: 株式会社0000 ← 記入してください。

事業所の名称: 株式会社0000 仙台事業所

※原則として、雇入れ年月日の早い者の順で記入し、A3版を用いて選出して記入してください。

#### 【●】の項目について記入が必要です。

雇用者番号 (フリガナ) ①対象労働者氏名	②住所・生年月日・性別 住所: 山形市青葉区 生年月日: S00年7月11日 性別: 男	③雇用者番号 (ハイフンを含む13桁) 1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 - 0	④新規労働者 (該当する に○) 新規労働者	⑤被災三県 求職者 (該当する に○) 被災三県求職者	⑥変更対象 労働者 (該当する に○) 変更対象労働者	⑦変更事由 (該当する に○) 退職	⑧雇入れ年月日	記録日 記入/変更 年月日	⑨支払総額(円)	⑩雇用形態	⑪雇用契約期間	⑫雇用理由	即成労働期間 の終了日
新規模労働者 1 田中 太郎 1234-567890-0	住所: 山形市青葉区 生年月日: S00年7月11日 性別: 男	1234-567890-0	○			○	令和3年3月10日	記入不要	期間の定めのない雇用 更新可能	40時間 短期労働時間	● (該当)	記入不要	
新規模労働者 2 鈴木 一郎 1234-567890-1	住所: 岩手県利根町 生年月日: S00年12月27日 性別: 男	1234-567890-1			○	追加雇用	令和4年4月1日	記入不要	期間の定めのない雇用 更新可能	20時間 →40時間 短期労働時間	● (該当)	記入不要	
新規模労働者 3 佐藤 三郎 1234-567890-5	住所: 山形市宮城野区 生年月日: S00年4月10日 性別: 男	1234-567890-5			○	追加雇用	令和5年1月1日	記入不要	期間の定めのない雇用 更新可能	20時間 短期労働時間	● (該当)	記入不要	
新規模労働者 4 山田 花子 1234-567890-6	住所: 石巻市 生年月日: S00年3月25日 性別: 女	1234-567890-6			○	補充	令和5年5月1日	記入不要	期間の定めのない雇用 更新可能	40時間 短期労働時間	● (該当)	記入不要	

#### ②住所・生年月日・性別

【住所】市市区町村まで記入してください。(大字や番地は記入不要です。)

●宮城県

→県名は不要です。

・仙台市: 区名まで記入してください。

・町・村: 郡も記入してください。(○○郡○○町)

●他県

→県名・市郡町村まで記入してください。

⑤被災三県求職者  
被災三県求職者の定義を確認の上、該当する場合は「○」を記入し、対象労働者として申請できません。

①対象労働者氏名  
雇い入れの早い順に順に記入してください。既に認定されている労働者(不認定となった方も含まれます。)についても、省略せず記入してください。

⑬雇用契約期間  
無期契約の場合は、雇入れ日のみ記入してください。有期契約の場合は、「雇入れ日」から「最新の雇用契約期間の末日」を記入してください。

⑭離職理由  
「労働者都合」による離職か、「事業主都合」による離職かを選択してください。

⑭離職等の発生日  
離職・区分変更等の変更事由発生日を記入してください。

⑫雇用形態  
雇用契約書等で確認の上、記入してください。

⑩短時間労働者  
事業所のフルタイム労働者でない場合、忘れずにチェックを入れてください。

⑩週当たり労働時間  
雇用契約書等で確認の上、週当たりの所定労働時間を計算し、記入してください。

⑥変更等対象  
今回の変更申請対象者に○をつけてください。(変更申請対象者以外は、○をつけないでください)

⑦変更事由  
下記より該当するものを選択してください。  
【増額申請】・追加雇用・補充・区分変更(増)  
※最初の新規雇用者の雇入れから2年を経過している場合のみ、「補充」を選択してください。  
(手引117ページ参照)  
【減額申請】・離職・区分変更(減)・対象外・配置転換

⑧被補充者  
補充労働者に該当する場合は、助成継承元となる離職者・配置転換者等の番号を記入してください。

※本助成金を最初に申請した日(認定申請日)の属する前年度の4月1日以降に事業主都合により解雇された者がいる場合、解雇した日以降に雇われた対象労働者の要件を満たす労働者が相殺対象となります。該当する場合は、「QA2-11」をご覧ください。  
例: R4.7.11に認定申請した場合→R3.4.1以降の解雇者の有無・その人数を記入してください。

対象労働者一覧(再雇用者用)【中小企業型】

※該当者がいる場合のみ提出

申請事業主：株式会社〇〇〇〇〇〇

事業所の名称：株式会社〇〇〇〇 仙台事業所

「●」の項目について記入が必要です。

①対象労働者氏名  
雇入れの早い順に記載してください。

⑩雇用契約期間  
無期契約の場合は、雇入日のみ記入してください。  
有期契約の場合、「雇入日」から「最新雇用契約期間の末日」を記入してください。

⑫離職理由  
「労働者都合」による離職か、「事業主都合」による離職かを選択してください。

②住所・生年月日・性別  
住所：仙台市宮城野区  
生年月日：S〇〇〇年〇月〇日  
性別：男・女

⑤被災三県求職者  
被災三県求職者の定義を確認の上、該当する場合は「●」を記入してください。  
※該当しない場合は対象労働者として申請できません。

⑪週当たり労働時間  
雇用契約書等で確認の上、週当たりの所定労働時間を計算し、記入してください。  
小数点以下の端数は切り上げて、整数で記入してください。

⑬雇用形態  
雇用契約書等で確認の上、□してください。

⑮離職等の発生日  
離職・区分変更等の変更事由発生年月日を記入してください。

番号	新規・再雇用者 ①氏名	②住所・生年月日・性別	③雇用契約期間	④新規 認定の要 否	⑤被災三県 求職者 の定義に 該当する 場合は「●」 を記入	⑥変更等対象 労働者の 定義に「○」 を記入	⑦変更事由 (「●」を記入)	⑧就業先 番号	⑨雇入年月日	⑩雇用契約期間	⑪週当たり労働時間	⑫雇用形態	⑬雇用形態	⑭雇用契約期間	⑮離職理由	⑯離職等の発生日	
																	①短時間労働者 20時間 40時間
1	タカハシ マルミ	住所：仙台市宮城野区 生年月日：S〇〇〇年〇月〇日 性別：男・女	●	●	○	●	●	令和3年5月1日	●	●	20時間	●	●	●	●	●	●
2	高橋 〇美	住所：仙台市宮城野区 生年月日：S〇〇〇年〇月〇日 性別：男・女	●	●	○	●	●	令和3年5月1日	●	●	40時間	●	●	●	●	●	●
3	〇〇〇 〇〇	住所：仙台市宮城野区 生年月日：S〇〇〇年〇月〇日 性別：男・女	●	●	○	●	●	令和3年5月1日	●	●	40時間	●	●	●	●	●	●

②住所・生年月日・性別  
【住所】  
市区町村まで記入してください。(大字や番地は記入不要です。)  
●宮城県  
→県名は不要です。  
-仙台市：区名まで記入してください。  
-町・村：郡も記入してください。(〇〇郡〇〇町)  
●他県  
→県名・市郡町村まで記入してください。

⑤被災三県求職者  
被災三県求職者の定義を確認の上、該当する場合は「●」を記入してください。  
※該当しない場合は対象労働者として申請できません。

⑪週当たり労働時間  
雇用契約書等で確認の上、週当たりの所定労働時間を計算し、記入してください。  
小数点以下の端数は切り上げて、整数で記入してください。

⑬雇用形態  
雇用契約書等で確認の上、□してください。

⑮離職等の発生日  
離職・区分変更等の変更事由発生年月日を記入してください。

⑥変更等対象  
今回の変更申請対象者に○をつけてください。(変更申請対象者以外は、○をつけないでください)

⑦変更事由  
下記より該当するものをご選択ください。  
【増強申請】・追加雇用・補充  
※最初の新規雇用者の雇入れから2年を経過している場合のみ、「補充」を選択してください。(手引17ページ参照)  
【減額申請】・離職・区分変更(減)・対象外・配置転換

⑧就業先番号  
就業先番号は、事業主都合により解雇された者がいる場合、解雇した日以降に雇われた対象労働者の要件を満たす労働者が対象となります。該当する場合は、「0A2-11」をご覧の上、⑩に「相殺」と記載してください。

⑨雇入年月日  
雇入年月日は、雇入日のみ記入してください。

⑩雇用契約期間  
無期契約の場合は、雇入日のみ記入してください。  
有期契約の場合、「雇入日」から「最新雇用契約期間の末日」を記入してください。

⑫雇用形態  
雇用契約書等で確認の上、□してください。

⑬雇用形態  
雇用契約書等で確認の上、□してください。

⑭雇用契約期間  
雇用契約書等で確認の上、□してください。

⑮離職理由  
「労働者都合」による離職か、「事業主都合」による離職かを選択してください。

⑯離職等の発生日  
離職・区分変更等の変更事由発生年月日を記入してください。

⑰補助金  
補助金は、事業主都合により解雇された者がいる場合、解雇した日以降に雇われた対象労働者の要件を満たす労働者が対象となります。該当する場合は、「0A2-11」をご覧の上、⑩に「相殺」と記載してください。

⑱補助金  
補助金は、事業主都合により解雇された者がいる場合、解雇した日以降に雇われた対象労働者の要件を満たす労働者が対象となります。該当する場合は、「0A2-11」をご覧の上、⑩に「相殺」と記載してください。

⑲補助金  
補助金は、事業主都合により解雇された者がいる場合、解雇した日以降に雇われた対象労働者の要件を満たす労働者が対象となります。該当する場合は、「0A2-11」をご覧の上、⑩に「相殺」と記載してください。

⑳補助金  
補助金は、事業主都合により解雇された者がいる場合、解雇した日以降に雇われた対象労働者の要件を満たす労働者が対象となります。該当する場合は、「0A2-11」をご覧の上、⑩に「相殺」と記載してください。

㉑補助金  
補助金は、事業主都合により解雇された者がいる場合、解雇した日以降に雇われた対象労働者の要件を満たす労働者が対象となります。該当する場合は、「0A2-11」をご覧の上、⑩に「相殺」と記載してください。

㉒補助金  
補助金は、事業主都合により解雇された者がいる場合、解雇した日以降に雇われた対象労働者の要件を満たす労働者が対象となります。該当する場合は、「0A2-11」をご覧の上、⑩に「相殺」と記載してください。

⑳補助金  
補助金は、事業主都合により解雇された者がいる場合、解雇した日以降に雇われた対象労働者の要件を満たす労働者が対象となります。該当する場合は、「0A2-11」をご覧の上、⑩に「相殺」と記載してください。

㉑補助金  
補助金は、事業主都合により解雇された者がいる場合、解雇した日以降に雇われた対象労働者の要件を満たす労働者が対象となります。該当する場合は、「0A2-11」をご覧の上、⑩に「相殺」と記載してください。

㉒補助金  
補助金は、事業主都合により解雇された者がいる場合、解雇した日以降に雇われた対象労働者の要件を満たす労働者が対象となります。該当する場合は、「0A2-11」をご覧の上、⑩に「相殺」と記載してください。

新規雇用者の場合の記入例

職務経歴等確認書

対象労働者氏名: ○○ ○○

今回申請する対象労働者、全員分を提出してください。

1 対象労働者の職務経歴等

① 職務経歴

<次表の記入方法>

- ・現在の事業所の就職年月日から遡って過去3年間分を新しい順に記入してください(行は適宜追加可能です。)
  - ・現在の事業所に就職する直前の職の離職から現在の事業所に就職するまでの間に期間がある場合は、必ずその間の状況を記入してください。  
(例: 求職活動、家事手伝い等)
  - ・パートやアルバイト、学生であった期間も記入してください。
  - ・派遣の場合は、派遣先の事業所名・所在地も記入してください。
- ※就職・退職年月日等は、必ず日付まで記入してください。

採用選考時に失業状態でない場合は対象となりませんので、ご注意ください。

別記様式第2号(事業計画書)「3 助成対象となる事業所」に記入した事業所名を記入してください。

	就職(入学)年月日	退職(卒業)年月日	事業所(学校)の名称	事業所(学校)の所在地	退職理由等
現在	令和5年4月1日		株式会社 ○○○○ 仙台営業所	雇用契約書等に記載のとおり	
1	令和5年1月1日	令和5年3月31日	求職活動		1 自己都合 2 会社都合 3 契約期間満了 4 学校卒業 5 求職活動 6 その他( )
2	令和2年5月15日	令和4年12月31日	株式会社 △△	仙台市青葉区○○町○-○	該当する項目を○で囲んでください。
3	令和2年5月1日	令和2年5月14日	求職活動		
4	平成22年4月1日	令和2年4月30日	有限会社 ○○○○	宮城県黒川郡○○町○番○○	
5	年 月 日	年 月 日			
6					
過去					

【確認事項】  
①過去3年分が新しい順に記載されていること  
②途中で抜けている期間がないこと  
③求職期間等について記載されていること

学歴や職歴の間に、求職期間や家事手伝い等の期間がある場合は、名称欄に必ず記入してください。(住所欄は記入不要です。)

③ 本紙記載の対象労働者は、併給調整の対象となっている各種助成金(特定求職者雇用開発助成金等)の支給決定を受けていない労働者です。

2 労働者確認欄

QAのP22~23をご確認いただき、併給調整となっている助成金を受けていないことをご確認の上で、チェックマークをつけてください。

必ず労働者本人が記入してください。

イ ②の表の「現在の事業所の就職(入学)年月日」の前日から起算して過去3年間に、現在の事業所で就労(関連企業等からの出向に伴う就労、派遣労働者若しくは請負労働者としての就労又は事前研修のための就労を含む。)したことがあるか否か当てはまるものに○を付けてください。(他の支給要件を満たすことを前提に、「ある」場合には再雇用者、「ない」場合には新規雇用者として認定されます。)

ある ・ ない

ロ 上記内容について、事実と相違ありません。(右の欄への署名又は記名押印が必要です。)

労働者本人による署名又は記名押印をしてください。 ○○ ○○

印

新卒者の場合の記入例

職務経歴等確認書

対象労働者氏名: ○○ ○○

今回申請する対象労働者、全員分を提出してください。

1 対象労働者の職務経歴等

① 職務経歴

<次表の記入方法>

- ・現在の事業所の就職年月日から遡って過去3年間分を新しい順に記入してください(行は適宜追加可能です。)
  - ・現在の事業所に就職する直前の職の離職から現在の事業所に就職するまでの間に期間がある場合は、必ずその間の状況を記入してください。  
(例: 求職活動、家事手伝い等)
  - ・パートやアルバイト、学生であった期間も記入してください。
  - ・派遣の場合は、派遣先の事業所名・所在地も記入してください。
- ※就職・退職年月日等は、必ず日付まで記入してください。

採用選考時に失業状態でない場合は対象となりませんので、ご注意ください。

別記様式第2号(事業計画書)「3 助成対象となる事業所」に記入した事業所名を記入してください。

	就職(入学)年月日	退職(卒業)年月日	事業所(学校)の名称	事業所(学校)の所在地	退職理由等
現在	現在の事業所 令和5年4月1日		株式会社 ○○○○ 仙台営業所	雇用契約書等に記載のとおり	
1	令和2年4月1日	令和5年3月31日	宮城わかば高校	宮城県黒川郡○○町○番○○	1 自己都合 2 会社都合 3 契約期間満了 4 学校卒業 5 求職活動 6 その他( )
2	年 月 日	年 月 日			該当する項目を○で囲んでください。
3	入学式・卒業式の日付ではなく、在籍期間を記入してください。				
4	年 月 日	年 月 日			
5	年 月 日	年 月 日			
過去	6	年 月 日	年 月 日		

	事業所(学校)の名称	事業所(学校)の所在地	居所 (宮城県の場合は○を付け、県外の場合は、括弧書きの中に県名を記入してください。)
② 被災時点(平成23年3月11日時点)の職務経歴	仙台もみじ小学校	宮城県仙台市宮城野区○○-○○番○○	宮城県 ○ その他( ) 県

③ 本紙記載の対象労働者は、併給調整の対象となっている各種助成金(特定求職者雇用開発助成金等)の支給決定を受けていない労働者です。

QAのP22~23をご確認いただき、併給調整となっている助成金を受けていないことをご確認の上で、チェックマークをつけてください。

必ず労働者本人が記入してください。

2 労働者確認欄

イ ②の表の「現在の事業所の就職(入学)年月日」の前日から起算して過去3年間に、現在の事業所で就労(関連企業等からの出向に伴う就労、派遣労働者若しくは請負労働者としての就労又は事前研修のための就労を含む。)したことがあるか否か当てはまるものに○を付けてください。(他の支給要件を満たすことを前提に、「ある」場合には再雇用者、「ない」場合には新規雇用者として認定されます。)

ある ・ **ない**

ロ 上記内容について、事実と相違ありません。(右の欄への署名又は記名押印が必要です。)

労働者本人による署名又は記名押印を

## 健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの申立書

原則として、別記様式第1号又は4号に記載した窓口提出日（郵送の場合は投函日）と同一としますが、雇入日以降、別記様式第1号又は4号に記載した窓口提出日（または投函日）までの年月日であれば構いません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請事業主

住所 **宮城県仙台市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号**

名称 **〇〇〇〇 株式会社**

代表者

役職・氏名 **代表取締役 青葉 三郎**

宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）に申請している（氏名） **〇〇 〇〇** につきましては、下記のとおり 健康保険 ・ 厚生年金保険 に加入しておりません。また、この申立書は事実と相違ないことを申立てます。

別記様式第2号の1（事業計画書）「1 申請事業主」欄と同様に記入してください。

記

### 1 健康保険について

加入義務	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 雇入れ時点において加入する義務は無い	<input type="checkbox"/> その他
理由 (加入義務 □有以外 の場合)	<input checked="" type="checkbox"/> 常時使用される労働者が5人未満の個人事業所であるため <input type="checkbox"/> 常時使用される労働者が100人以下の事業所であり、当該労働者の1週間の所定労働時間および1か月の所定労働日数は常時使用される労働者の4分の3未満であるため <input type="checkbox"/> その他 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     ※その他の場合は、加入義務について関係機関に確認した内容を記入してください。  <b>令和〇〇年〇〇月〇〇日、関係機関（〇〇年金事務所 担当△△様）に（電話・訪問）の上、加入義務について確認しました。</b> </div>			

### 2 厚生年金保険について

加入義務	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 雇入れ時点において加入する義務は無い	<input type="checkbox"/> その他
理由 (加入義務 □有以外 の場合)	<input checked="" type="checkbox"/> 常時使用される労働者が5人未満の個人事業所であるため <input type="checkbox"/> 常時使用される労働者が100人以下の事業所であり、当該労働者の1週間の所定労働時間および1か月の所定労働日数は常時使用される労働者の4分の3未満であるため <input type="checkbox"/> その他 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     ※その他の場合は、加入義務について関係機関に確認した内容を記入してください。  <b>令和〇〇年〇〇月〇〇日、関係機関（〇〇年金事務所 担当△△様）に（電話・訪問）の上、加入義務について確認しました。</b> </div>			

注) ※ この申立書は、健康保険、厚生年金保険の加入義務がない労働者ごとに作成してください。

※ 該当する□欄にチェックしてください。

※ 審査時に疑義が生じた場合、関係機関に問い合わせることがあります。

※ 申立て内容によっては、追加資料の提出を求める場合があります。

※ 申立て内容によっては、当該労働者に関して本助成金の認定の対象外となる場合があります。

## フルタイムの申立書

原則として、様式第1又は4号に記載した窓口提出日(郵送の場合投函日)と同一としますが、雇入日以降様式第1又は4号に記載した窓口提出日(または投函日)までの年月日であれば構いません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請事業主

住所 宮城県仙台市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号

名称 〇〇〇〇 株式会社

代表者

役職・氏名 代表取締役 青葉 三郎

当事業所においては、常時雇用する労働者が10人未満であるため、就業規則を作成しておりません。

このため、下記の就業時間等の労働条件で勤務する者を当該事業所のフルタイム労働者として定めていることを申し立てます。

なお、今後、下記の労働条件を変更した場合には、支給決定額が減額・返還となる場合があることを承知するとともに、以後の手續等については県の指示に従います。

記載例)あくまでも記載例ですので、実態に応じた内容を記載してください。

- 1 事業所名 株式会社〇〇〇〇 仙台事業所
- 2 始業終業の時刻 8時00分 ~ 17時00分
- 3 休憩時間 60分 ( 12時 ~ 13時 )
- 4 1日の所定労働時間 8時間
- 5 休日 定例日: 土曜日・日曜日  
非定例日: 曜日 (その他 (国民の祝日))  
(週休2日)
- 6 週所定労働時間 40時間
- 7 変形労働時間制 有 ( 1年単位 ・ 1ヶ月単位 ・ \_\_\_\_\_ ) ・ 無

※注…休日は具体的に記入してください。変形労働時間制は有・無のいずれかに○印を付し、有の場合は括弧内にその種別を記入してください。

## 宮城県事業復興型雇用創出助成金 主たる事業確認表

本確認表は、宮城県事業復興型雇用創出助成金の申請書類等に記載する「主たる事業」の分類をまとめたものです。(日本標準産業分類の中分類に基づいています。 ※一部小分類を含む。)

事業計画書(別記様式第2号の1)の「2 申請事業主の状況」の下記の項目を記載する際に、御活用ください。

- (1) 「業種」…下記表の【A:業種1】に記載の業種を選択してください。
- (2) 「番号」…下記表の【B:番号(中分類・小分類)】から選択し御記入ください。

なお、複数の事業を行っている事業主の場合、直近の決算書等により、事業毎に売上高・利益・従業員数を総合的に判断した上で主たる事業を特定し、本確認表を御活用ください。

### 【事業計画書】

<b>2 申請事業主の状況</b>  今回応募の有無 【有・無】	資本金額 円  主たる事業	総従業員数 人 (うち常時使用する従業員数 人)  業種: 小売業・サービス業・卸売業・その他業種 番号:	中小企業・大企業 ※あてはまる方に○をつける
---	---------------------	---	---------------------------

A:業種1	B:番号		C:業種2
	(中分類)	(小分類)	
その他業種	01	—	農業
その他業種	02	—	林業
その他業種	03	—	漁業(水産養殖業を除く)
その他業種	04	—	水産養殖業
その他業種	05	—	鉱業、採石業、砂利採取業
その他業種	06	—	総合工事業
その他業種	07	—	職別工事業(設備工事業を除く)
その他業種	08	—	設備工事業
その他業種	09	—	食料品製造業
その他業種	10	—	飲料・たばこ・飼料製造業
その他業種	11	—	繊維工業
その他業種	12	—	木材・木製品製造業(家具を除く)
その他業種	13	—	家具・装備品製造業
その他業種	14	—	パルプ・紙・紙加工品製造業
その他業種	15	—	印刷・同関連業
その他業種	16	—	化学工業
その他業種	17	—	石油製品・石炭製品製造業
その他業種	18	—	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
その他業種	19	—	ゴム製品製造業
その他業種	20	—	なめし革・同製品・毛皮製造業
その他業種	21	—	窯業・土石製品製造業
その他業種	22	—	鉄鋼業
その他業種	23	—	非鉄金属製造業
その他業種	24	—	金属製品製造業
その他業種	25	—	はん用機械器具製造業
その他業種	26	—	生産用機械器具製造業
その他業種	27	—	業務用機械器具製造業
その他業種	28	—	電子部品・デバイス・電子回路製造業
その他業種	29	—	電気機械器具製造業
その他業種	30	—	情報通信機械器具製造業
その他業種	31	—	輸送用機械器具製造業
その他業種	32	—	その他の製造業
その他業種	33	—	電気業
その他業種	34	—	ガス業
その他業種	35	—	熱供給業
その他業種	36	—	水道業

## 宮城県事業復興型雇用創出助成金 主たる事業確認表

本確認表は、宮城県事業復興型雇用創出助成金の申請書類等に記載する「主たる事業」の分類をまとめたものです。(日本標準産業分類の中分類に基づいています。 ※一部小分類を含む。)

事業計画書(別記様式第2号の1)の「2 申請事業主の状況」の下記の項目を記載する際に、御活用ください。

- (1) 「業種」…下記表の【A:業種1】に記載の業種を選択してください。
- (2) 「番号」…下記表の【B:番号(中分類・小分類)】から選択し御記入ください。

なお、複数の事業を行っている事業主の場合、直近の決算書等により、事業毎に売上高・利益・従業員数を総合的に判断した上で主たる事業を特定し、本確認表を御活用ください。

### 【事業計画書】

<b>2 申請事業主の状況</b>  今回応募の有無 【有・無】	資本金額 円  主たる事業	総従業員数 人 (うち常時使用する従業員数 人)  業種: 小売業・サービス業・卸売業・その他業種 番号:	中小企業・大企業 ※あてはまる方に○をつける
---	---------------------	---	---------------------------

A:業種1	B:番号		C:業種2
	(中分類)	(小分類)	
その他業種	37	—	通信業
サービス業	38	—	放送業
サービス業	39	—	情報サービス業
その他業種	40	—	インターネット附随サービス業
その他業種	41	以下4業種を除く	映像・音声・文字情報制作業
サービス業		411	映像情報制作・配給業
サービス業		412	音声情報制作業
サービス業		415	広告制作業
サービス業		416	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
その他業種	42	—	鉄道業
その他業種	43	—	道路旅客運送業
その他業種	44	—	道路貨物運送業
その他業種	45	—	水運業
その他業種	46	—	航空運輸業
その他業種	47	—	倉庫業
その他業種	48	—	運輸に附帯するサービス業
その他業種	49	—	郵便業(信書便事業含む)
卸売業	50	—	各種商品卸売業
卸売業	51	—	繊維・衣服等卸売業
卸売業	52	—	飲食料品卸売業
卸売業	53	—	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
卸売業	54	—	機械器具卸売業
卸売業	55	—	その他の卸売業
小売業	56	—	各種商品小売業
小売業	57	—	織物・衣服・身の回り品小売業
小売業	58	—	飲食料品小売業
小売業	59	—	機械器具小売業
小売業	60	—	その他の小売業
小売業	61	—	無店舗小売業
その他業種	62	—	銀行業
その他業種	63	—	協同組織金融業
その他業種	64	—	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
その他業種	65	—	金融商品取引業、商品先物取引業
その他業種	66	—	補助的金融業等
その他業種	67	—	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業含む)
その他業種	68	—	不動産取引業



## 宮城県事業復興型雇用創出助成金 主たる事業確認表

本確認表は、宮城県事業復興型雇用創出助成金の申請書類等に記載する「主たる事業」の分類をまとめたものです。(日本標準産業分類の中分類に基づいています。 ※一部小分類を含む。)

事業計画書(別記様式第2号の1)の「2 申請事業主の状況」の下記の項目を記載する際に、御活用ください。

- (1) 「業種」…下記表の【A:業種1】に記載の業種を選択してください。
- (2) 「番号」…下記表の【B:番号(中分類・小分類)】から選択し御記入ください。

なお、複数の事業を行っている事業主の場合、直近の決算書等により、事業毎に売上高・利益・従業員数を総合的に判断した上で主たる事業を特定し、本確認表を御活用ください。

### 【事業計画書】

<b>2 申請事業主の状況</b>  今回応募の有無 【有・無】	資本金額 円  主たる事業	総従業員数 人 (うち常時使用する従業員数 人)  業種: 小売業・サービス業・卸売業・その他業種 番号:	中小企業・大企業 ※あてはまる方に○をつける
---	---------------------	---	---------------------------

A:業種1	B:番号		C:業種2
	(中分類)	(小分類)	
その他業種	69	以下1業種を除く	不動産賃貸業・管理業
サービス業		693	駐車場業
サービス業	70	—	物品賃貸業
サービス業	71	—	学術・開発研究機関
サービス業	72	—	専門サービス業(他に分類されないもの)
サービス業	73	—	広告業
サービス業	74	—	技術サービス業(他に分類されないもの)
サービス業	75	—	宿泊業
小売業	76	—	飲食店
小売業	77	—	持ち帰り・配達飲食サービス業
サービス業	78	—	洗濯・理容・美容・浴場業
サービス業	79	以下1業種を除く	その他の生活関連サービス業
その他業種		791	旅行業
サービス業	80	—	娯楽業
サービス業	81	—	学校教育
サービス業	82	—	その他の教育、学習支援業
サービス業	83	—	医療業
サービス業	84	—	保健衛生
サービス業	85	—	社会保険・社会福祉・介護事業
サービス業	86	—	郵便局
サービス業	87	—	協同組合(他に分類されないもの)
サービス業	88	—	廃棄物処理業
サービス業	89	—	自動車整備業
サービス業	90	—	機械等修理業(別掲を除く)
サービス業	91	—	職業紹介・労働者派遣業
サービス業	92	—	その他の事業サービス業
サービス業	93	—	政治・経済・文化団体
サービス業	94	—	宗教
サービス業	95	—	その他のサービス業
サービス業	96	—	外国公務
その他業種	97	—	国家公務
その他業種	98	—	地方公務
その他業種	99	—	分類不能の産業

- ・参考: 日本標準産業分類 平成25年[2013年]10月改定(第13回改定)(平成26年4月1日施行)
- ・参考: 中小企業庁FAQ「中小企業の定義について」Q4